

処分等年月日	2022年2月17日
事業者名	三洋汽船株式会社
処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
原因となった 事故等の概要	令和3年10月11日に航路利用者より下りの便が遅れているとの連絡を受け、会社へ確認した際に発覚した。 「ニューカサおか」は令和3年3月27日から令和3年9月27日までに第一種中間検査を受検して運航すべきところ、検査受検を失念してしまい、令和3年9月28日から令和3年10月9日の間、中間検査未受検のまま運航した。 令和3年11月9日、中国運輸局水島海事事務所の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。 令和4年2月17日、経営トップ自らが、輸送の安全確保のために関係法令等の遵守及び安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的な改善を主導することを含む命令を行った。
処分・指導内容	1. 経営トップ自らが、輸送の安全確保のために関係法令等の遵守及び安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的な改善を主導すること。 2. 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、今回のような事案の再発防止のため安全管理規程並びに関係法令を役職員が理解し、遵守できるような安全教育を定期的に実施し、記録すること。 3. 安全統括管理者は、事業所として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画に留意した配船計画の策定などの措置を講じること。 4. 船舶検査証書の有効期間や中間検査の検査時期等について、複数の担当者により確認できるよう、常に就航船舶の船内及び事業所内に掲示等を行うこと。